

従業員の感染予防のための管理

○従業員は常に爪を短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。

○マスク着用等の咳エチケットの徹底を図る。

○必要に応じて手袋等を着用する。

○時差出勤、自転車通勤の活用を図る。

○ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

○従業員は、出勤前に体温を確認し、

- ・風邪の症状や発熱症状のある場合、
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航や、当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し、出勤しない。

○従業員は、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告。開設者及び管理美容師等は、必要に応じて保健所に相談し指示に従う。